

(案)

平成26年8月28日

三原市長 天満 祥典 様

三原市庁舎整備検討委員会
委員長 小野武也

三原市庁舎の整備方針について

平成26年5月22日に三原市長から三原市本庁舎及び議会棟の整備方針について検討の依頼を受け、4回にわたり慎重に審議し本日、当委員会としての結論を意見書としてまとめました。本意見書の内容を尊重し、貴市の庁舎整備方針を決定されることを望みます。

1 三原市庁舎の整備方針について

三原市本庁舎及び議会棟は、以下の理由により、合併特例債を活用して早急に建て替え、防災拠点機能の確保を図るとともに、長年抱えていた現庁舎の課題を解決することが望ましい。

- (1) 三原市本庁舎及び議会棟は耐震診断の結果、耐震性がともに低く、震度6強の地震により倒壊又は崩壊の危険性が高いことが判明した。市庁舎は防災拠点施設であり、南海トラフ大地震の発生が予想される中、庁舎整備は焦眉の急を要する状況にある。また現庁舎には、庁舎の分散化、狭隘な執務空間や駐車場不足等の問題を抱えており、これらの解決も課題である。
- (2) 一方、庁舎整備には多額の費用が見込まれ、市財政面への影響は最小限にとどめる必要があり、合併特例債を活用した庁舎整備は必須である。しかしながら現庁舎を補強・改修してもいつかは建替えなければならず、そのときには合併特例債のような有利な財源がないため、市すなわち市民の負担が増えることが懸念される。

2 庁舎整備に係る付帯意見について

本委員会の役割は、庁舎整備の方針を検討することであるが、議論の過程において以下の点について懸念や要望があったので、付帯意見として提示する。

- (1) 合併特例債の期限を考慮すると、現在地以外の適地を探すのは困難と思われ、現在地での建替えが現実的と思われる。そのため、防災面・安全面において万全を期すとともに、庁舎へのアクセスなど利便性の確保にも十分な配慮を求める。
- (2) 合併特例債を活用して市の負担を最小限にするだけでなく、将来的な人口減少やさらなる合併の可能性を考慮して、できる限りコストを抑え、かつ可変性のある庁舎を検討されたい。
- (3) 庁舎建設に際しては、市民の意見を幅広く聞き、かつ意見を可能な限り反映することを切望する。